

柏市障害福祉サービス施設等改造等補助金交付要綱（改正案）

< 旧 >

（対象法人）

第3条 補助金の交付を受けることのできるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 現に柏市内において、障害福祉サービス事業所若しくは障害児通所支援事業所を設置している社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 現に柏市内において、障害福祉サービス事業所若しくは障害児通所支援事業所を設置している特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (3) 現に柏市内において、社会福祉法第2条に規定する授産施設、児童福祉法第39条に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条に規定する認定こども園を運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人（既存事業を所管する部署の了承を得て、障害福祉サービス事業所又は障害児通所支援事業所を設置する場合に限る。）

《 新（追加） 》

（対象法人）

第3条 略

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略

(4) 現に柏市内において、障害福祉サービス事業所若しくは障害児通所支援事業所を設置している会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社

《 新（追加） 》

（対象施設）

第●条 補助金の交付を受けることのできる施設は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 医療的ケアを必要とする障害児若しくは障害者又はその両方を受け入れることのできる施設

(2) 強度行動障害のある障害児若しくは障害者又はその両方を受け入れることのできる施設